

仕様書

1 業務委託名

ネットワーク移行に伴う LAN 配線等業務

2 業務概要

本市行政ネットワークの構成変更に対応するよう執務室に新たに LAN ケーブルを敷設する。

なお、ネットワーク構成変更に伴い、既存業務端末を新規業務端末に入れ替えるが、本業務では業務端末への LAN ケーブルの抜き差しは行わないものとする。

3 委託期間等

(1) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 1 月 31 日まで

(2) 配線作業期間

令和 7 年 8 月から令和 7 年 12 月まで（予定）

※配線作業工程は、別紙「LAN 配線等工程表（予定）」を参照

(3) 作業時間

開庁日時間外以降（17 時 15 分以降）

閉庁日（祝日除く。）

4 作業場所

- ・本庁（1～6 階執務室、市民図書館）
- ・市役所分館 1 階執務室
- ・廿日市消防署（2～4 階執務室）
- ・広島県水道広域連合企業団廿日市事業所（1～2 階（市部署の執務室のみ））
- ・各支所（佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所）執務室

5 作業内容

「4 作業場所」において、LAN ケーブルの配線及びリピーターハブ（以下、「島 HUB」という。）の設置を行う。

(1) LAN ケーブル配線

ア 規格・色

(ア) 規格

Cat5e 以上の UTP ケーブルとする。

(イ) 色

幹線（ウ 配線区間「(ア) フロア SW～島 HUB」）は、橙色とする。

末端線（ウ 配線区間「(イ) 島 HUB～各机」）は、紫色とする。

イ 本数（概算）

約 1000 本（5m：770 本、10m：100 本、30m：130 本）用意すること。

なお、LAN ケーブルは、既製品でなく作成してもよいものとする。

ウ 配線区間

(ア) フロア SW～島 HUB（幹線）

別紙「配線イメージ図」を参照して配線し、フロア SW 及び島 HUB のポートに LAN ケーブルを接続をすること。

なお、フロア SW の接続ポートは別途指示する。

幹線の LAN ケーブルは、5 m 程度余丁をとって配線すること。

(イ) 島 HUB～各机（末端線）

別紙「配線イメージ図」を参照して配線すること。ただし、端末への接続は不要である。

(2) 島 HUB 設置

ア 規格・色

(ア) 規格

- ・ 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応
- ・ RJ-45 16 ポート
- ・ 電源内蔵
- ・ マグネット付（マグネットの取り付けが必要な場合は、取付け作業も含む）

※ ループ検知機能の有無は問わない。

(イ) 色

何色でも可

イ 個数

1 2 5 個用意すること。

ウ 設置場所

別紙「配線イメージ図」を参照し、設置すること。電源ケーブルはコンセントに接続しておくこと。

(3) 管理用識別シール貼付作業

ア フロア SW～島 HUB

LAN ケーブルの両端に接続ポートがわかるよう識別シールを用意して貼付すること。

識別シールは、ケーブルタグで代替することも可とする。

イ 島 HUB～各机

当該区間の LAN ケーブルへの識別シールの貼付は不要とする。

ウ 島 HUB

識別シールを貼付すること。

識別シールの色は、HUB と同系統の色は避けること。

カスケードした場合は、カスケードしたことがわかるよう HUB にシールを貼るとともに、カスケード用の LAN ケーブルの両端に識別シール（ケーブルタグでも可）を貼付すること。

エ 共通事項

識別シールの記載内容は、別途指示する。

識別シールは、管理の観点から視認性を重視して貼ること。

(4) 確認作業

「5 作業内容」の(1)から(2)までの作業が完了した際には、疎通確認テストを行うこと。

また、疎通確認テスト結果を疎通確認表（任意の様式）にて受注者へ報告すること。

疎通不能の場合は、受注者と協議し、LAN ケーブルの再配線等を行うこと。

6 その他

(1) 契約の履行上疑義が生じた場合及び本仕様書（仕様書に対する質問書の内容を含む。）に定めのない事項については、発注者と受注者の双方協議の上、取り決めるものとする。

(2) 受注者は、いかなる場合においても本契約の履行中知り得た情報（業務に関わる事項および付随する事項）に関して機密保持を行うこと。

(3) 配線等作業の際は、市ネットワークやシステムに支障が出ないように、十分注意すること。